

世田谷区告示第 5 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 3 項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 名 称

株式会社トラストバンク

2 所在地

変更前 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

変更後 東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号

3 変更新月日

令和 8 年 7 月 2 1 日